

■減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）も新しくなります

現在ご使用の減額認定証の有効期限が平成 23 年 7 月 31 日をもって満了となるため、8 月以降は使用できなくなります。

8 月以降も減額認定証が必要な方は、下記の交付対象に該当することをご確認の上、役場住民課国保医療グループへ申請してください。

※有効期間が保険証と異なりますのでご注意ください。

減額認定証の交付対象となるのは、次の区分または区分に該当する方です

区 分	・世帯全員が住民税非課税である方
区 分	世帯全員が住民税非課税である方のうち、 次のいずれかに該当する方
	・世帯全員の所得が 0 円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が 80 万円以下の方)
	・老齢福祉年金を受給されている方

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
交付年月日 平成 23 年 8 月 1 日	
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7
被 住 所	広域市連合町 1 丁目
氏 名	後期 一郎 男
生年月日	昭和 7 年 7 月 7 日
発効期日	平成 23 年 8 月 1 日
有効期限	平成 24 年 7 月 31 日
適用区分	区分 1
長期入院 該当年月日	保険者印 <input type="checkbox"/>
保険者番号 並びに保険 者の名称及 び印	3 9 0 1 1 0 1 0 北海道後期高齢者医療広域連合 <input type="checkbox"/> 公印 (朱)

減額認定証の色も変わりません（オレンジ色です）

◆医療機関でのお支払いについて

●高額療養費

1 か月の医療費が自己負担限度額を超えた場合、その超えた額を支給します。

区 分	1 か月の自己負担限度額	
	外来 《個人単位》	外来+入院 《世帯単位》
現役並み所得者	44,000 円	80,100 円 + 1% (44,000 円)
一 般	12,000 円	44,000 円
減額認定証 交付対象者	区分	24,600 円
	区分	15,000 円

- ・ 1%とは、一定の限度額を超えた医療費（医療費総額 - 267,000 円）の 1%を表します。
- ・ () 内の金額は、過去 12 か月に 3 回以上、高額療養費の支給を受け、4 回目以降の支給に該当した場合の自己負担限度額です。

●入院したときの食事代など

入院したときは、医療費の自己負担額のほかに、食事代などの一部（標準負担額）をお支払いいただきます。

区 分	食事療養標準負担額 (療養病床に入院された方)		生活療養標準負担額 (療養病床以外に入院された方)	
	食 事 代	居 住 費	食 事 代	居 住 費
現役並み所得者 ・ 一般	1食につき 260 円		1食につき 460 円※	
減額認定証 交付対象者	区分 II 90 日までの入院	1食につき 210 円	1食につき 210 円	1日につき 320 円
	区分 II 過去 12 カ月で 90 日を超える入院	1食につき 160 円		
区分 I	年金受給額が 80 万円以下の方	1食につき 100 円	1食につき 130 円	0 円
	老齢福祉年金を受給している方		1食につき 100 円	

※一部医療機関では、420 円です。

●高額介護合算療養費など

同じ世帯の被保険者が 1 年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えた場合、その超えた額が後期高齢者医療制度及び介護保険から支給されます。

問合せ

北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062 札幌市中央区南 2 条西 14 丁目
国保会館 6 階 (☎ 011 - 290 - 5601)
洞爺湖町役場 住民課 国保医療グループ
(☎ 74 - 3002)